

2023年8月8日

神奈川県労働局長  
木塚 欽也 様

ユーコープ労働組合  
中央執行委員長 積 香



## 2023年度 神奈川県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「神奈川県最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

### 記

1. 神奈川県の最低賃金を時間額 1112 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

### 【理由】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。世界の水準から見ても大きく遅れをとっており、世界から安い国とみられています。世界情勢も鑑みると、現在の急激な物価上昇はそのまま定着する可能性が極めて高く、これ以上少額の上昇を繰り返しても国民生活のか根本的な改善には直結しません。最低賃金法第1条「目的」には、「労働者の生活の安定」が明記されています。私たちユーコープ労働組合は上部団体と一緒に全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用全体は変わらないという内容で、どの地域でも現在の最低賃金額ではまったく足りなく、おおよそ 1500 円程度は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と 8 時間働けば労働者の生活が充足される時給 1500 円以上への改定が必要だと考えます。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013 年 3 月、静岡県、神奈川県、山梨県の 3 県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は 3 県統一ですが、パート職員についても制度は 3 県統一したものの、基本時給だけ県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,071 円、静岡県は 976 円、山梨県は 956 円と最大で 115 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3 県のパート職員の基本時給を 1500 円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同

じ時給でないとなりがいかない」「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることには望ましくないとして、最大 125 円であった県別格差を 115 円に縮小し、理事会は「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しました。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずで、私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

神奈川県はパートタイム労働者比率が 37.8%と全国でも突出して高いため、最低賃金の改定による影響率は昨年 26.7%と全国 1 高い水準です。神奈川県最低賃金審議会は、「非正規雇用労働者の処遇改善を重視して調査審議した」としていますが、時間給 1112 円で、1 日 8 時間、1 か月 22 日働いたとしても月収は 20 万円に届きません。また、消費者物価上昇率が 4.0%前後で推移していることから生計費上昇分は 4.0%程度の水準として、同水準の最低賃金の引き上げを決めていますが、これでは最低賃金引き上げ分が物価上昇分で相殺されてしまい、労働者の生活改善は図れません。そもそも、最低賃金決定の 3 要素の 1 つである、労働者の生計費水準は神奈川県人事委員会の世帯人員別月額標準生計費を採用しており、令和 4 年の単身者の生計費は 115360 円と算出されていますが、この金額で神奈川県内において健保 25 条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」ができるでしょうか？また、生活保護水準と最低賃金の比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されたとしていますが、本当に乖離は解消したのでしょうか？1 か月の労働時間を労働基準法で許容される最長の 173.8 時間に設定されていることや働くために必要な勤労必要経費が控除されていないことなど、私たちは生活保護水準と最低賃金を比較する計算方法は合理的でないと考えます。神奈川県最低賃金審議会には、「あるべき生計費」を独自に算出したうえで、「あるべき最低賃金」を答申することを要望します。

以上